

東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します



東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業について

公益財団法人東京都福祉保健財団では東京都からの補助金を受け、介護事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。

1. 目的

都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

2. 助成対象

対象事業所

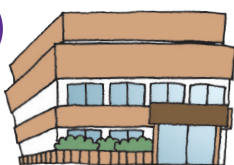
都内に所在する介護保険サービス^{*1}事業所で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事業所とします。

ただし、地域密着型サービス事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等）及び共生型サービス事業所^{*2}と、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。



6ページの「申請区分確認フローチャート」で
(ア)から(ウ)のいずれに該当するか確認してください。

(ア)



(ア) 福祉避難所

区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、区市町村と福祉避難所として協定を締結している事業所

(イ)



(イ) 災害時協定締結事業所

(ア)以外の事業所で、区市町村と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認や避難所等での介護サービスの提供等を行う事業所

(ウ)



(ウ) 災害要件なし事業所

(ア)又は(イ)以外の事業所

※1 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・訪問介護・通所介護・居宅介護支援の各サービス及び介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

※2 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスを運営している事業所

対象法人

対象事業所を運営する法人

対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員及び計画作成担当者です。ただし、当該事業所の法人の役員は除きます。

なお、(ア) 及び (イ) に定める事業所に勤務する対象入居者は、災害対策上の業務に従事する職員とします。

◇介護保険法上に上記の職種を配置することが定められているサービスにおいて、当該職種の職員を対象として申請することが可能です。例えば、支援相談員は介護老人保健施設、計画作成担当者は特定施設入居者生活介護に勤務している該当職員の方を、対象入居者として申請できます。

3. 助成規模

6,903戸分

4. 主な助成要件 助成金の申請区分により助成要件が異なります。

(ア)

- ・ 借り上げている宿舎が、事業所の周辺(半径10キロメートル圏内)にあること
- ・ 対象入居者は災害対策上の業務に従事する職員であること

(イ)

(ウ)

- ・ 法人が借り上げた宿舎※に対象入居者が入居していること
 - ・ 対象入居者は法人の役員ではないこと
 - ・ 対象入居者には住居手当を支給しないこと
- また、同居人がいる場合、その同居人も住居手当を受給していないこと

※法人及び法人の役員が所有する物件は除きます。

5. 助成対象経費

平成28年度以降新たに助成対象法人が借り上げた宿舎に対して助成対象法人が支出した、当該年度における介護職員の宿舎借り上げに係る経費(賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料等)が対象です。ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引きます。

なお、職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。

6. 助成額

助成対象経費と助成基準額(1戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に下記の助成率を乗じた金額を助成します。

◇本事業では、法人負担額が必ず発生します。

〔助成率〕

(ア)

(イ)

7/8

具体例は7ページをご参照ください



(ウ)

1/2

具体例は8ページをご参照ください

7. 助成対象戸数

1事業所当たり※の助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。(最大20戸)

利 用 定 員 数	0	41	51	61	71	81	91	101	111	121	131	141	151	161	171	181	191
	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	
上 限 戸 数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																	

※同一法人の運営する助成対象事業所が同一建物内に複数ある場合は、それらの利用定員数を合算して上限戸数を算出します。

※利用定員数の定めがないサービス（訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援）のみで申請する場合は、4戸が上限です。

8. 助成対象期間

1戸当たりの助成対象期間は4年間を上限とします。

ただし、平成28年度から平成31年度に本事業を申請した宿舎については、令和2年度を助成対象期間の始期とします。また、新規募集は今年度までの予定です。

助成期間開始日については、次ページをご参照ください。

9. 助成期間開始日

◇新規に助成を受ける場合※、助成期間開始日は、
下記(1)から(4)の日付のうち一番遅い日の翌月初日からとなります。
ただし、(1)から(4)の全ての要件を満たした日が月の初日の場合は、当該月から助成を受けることができます。

- (1) 対象入居者の採用日（入職日）
- (2) 賃貸借契約書の契約期間の開始日
- (3) 住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等）
- (4) 区市町村との福祉避難所協定等締結日【(ウ)は除く】

※継続宿舍（令和4年度以前に既に助成を開始している宿舍）は考え方が異なりますので、詳しくはホームページ等でご確認ください。

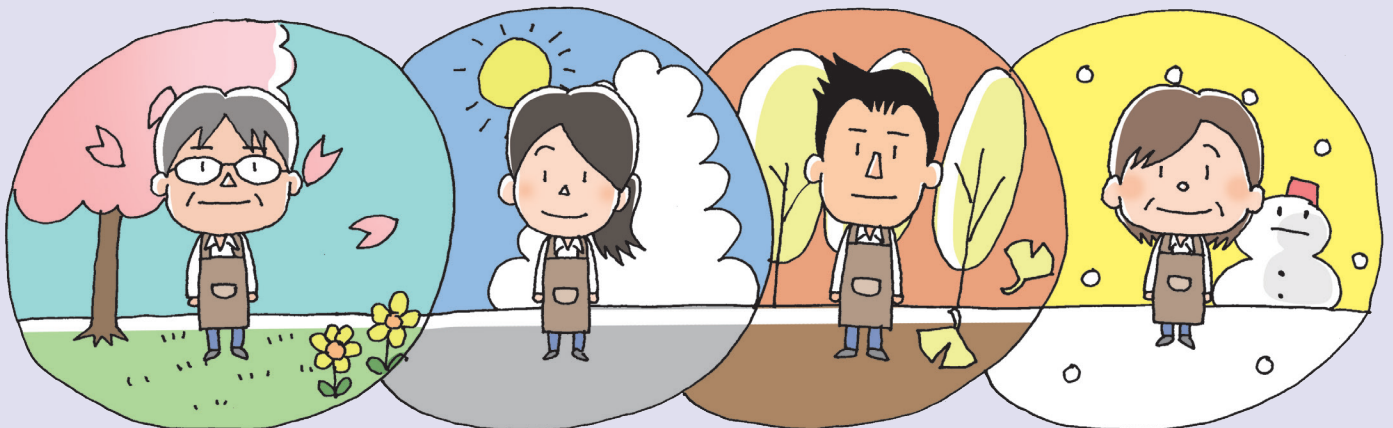
◇上記（1）から（4）の全ての要件を満たした日が令和5年度より前である場合には、助成期間開始日は令和5年4月1日となります。

◇借り上げ宿舍において助成要件を満たさなくなった場合、助成対象外となります。

- （例）・対象入居者が法人借り上げの宿舍以外に転居した
・対象入居者が助成対象事業所から異動になった等

なお、対象入居者の転居先（法人借り上げの宿舍）で引き続き申請することや、新たな職員を対象として申請することも可能です。（Q&A参照）

◇対象入居者が入居していない空室期間や採用日（入職日）以前の居住期間など、助成要件を満たしていない期間は助成対象外となります。詳しくはお問い合わせ下さい。

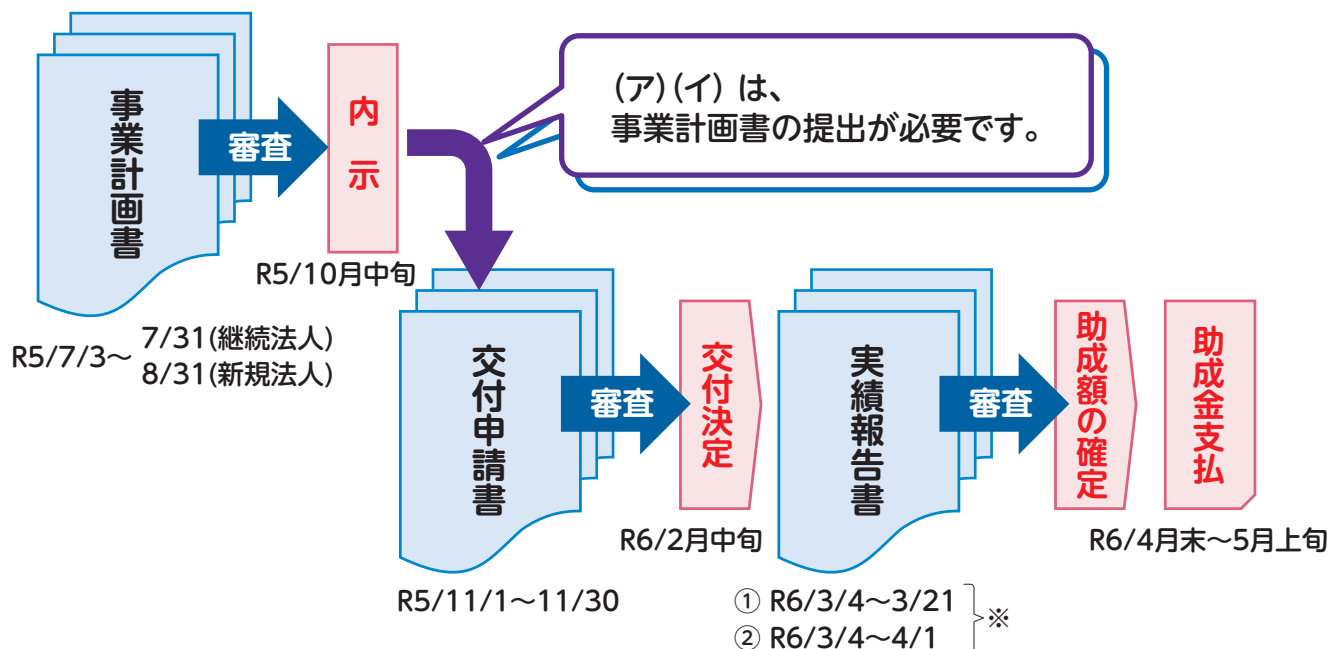


10. 書類提出スケジュール 助成金の申請区分により提出スケジュールが異なります。

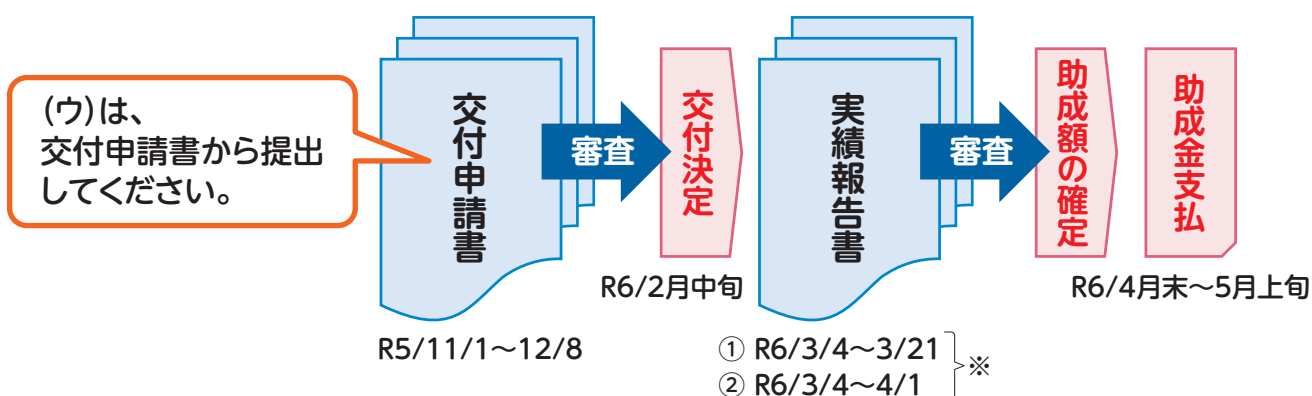
1戸当たりの助成対象期間は4年間ですが、申請は年度ごとに（毎年度）行っていただく必要があります。

(ア) 「福祉避難所」

(イ) 「災害時協定締結事業所」



(ウ) 「災害要件なし事業所」



※実績報告書の提出締切日は法人によって異なります。

- ① 当該年度の賃料等の支払いが2月までに完了する法人
- ② 当該年度の賃料等の支払いが3月に完了する法人

★助成金の支払いは、助成額確定後となりますので、申請年度の翌年度の4月末から5月上旬となります。

◆必要書類についてはホームページをご確認ください。



〔申請区分確認フローチャート〕

東京都内で以下の介護保険サービスを運営している

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設・訪問介護・通所介護・居宅介護支援の各サービス及び介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

◇地域密着型サービス事業所(地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等)及び共生型サービス事業所と、国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除きます。

はい

いいえ

区市町村長による福祉避難所の指定を受けている、又は、区市町村と福祉避難所として協定を締結している事業所である

対象外のため申請できません

いいえ

はい

区市町村と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認や避難所等での介護サービスの提供等を行う事業所である

はい

いいえ

福祉避難所

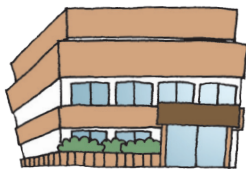
災害時協定締結事業所

災害要件なし事業所

(ア)

(イ)

(ウ)



助成率7/8

助成率7/8

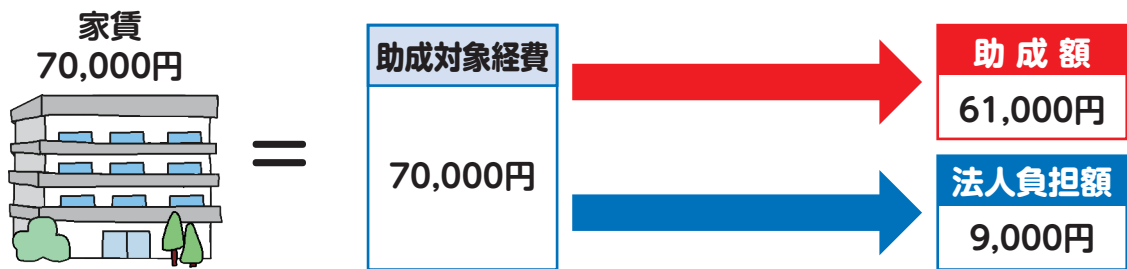
助成率1/2



ホームページ掲載の「対象事業所及び申請区分について」のQ&Aもあわせてご確認ください。

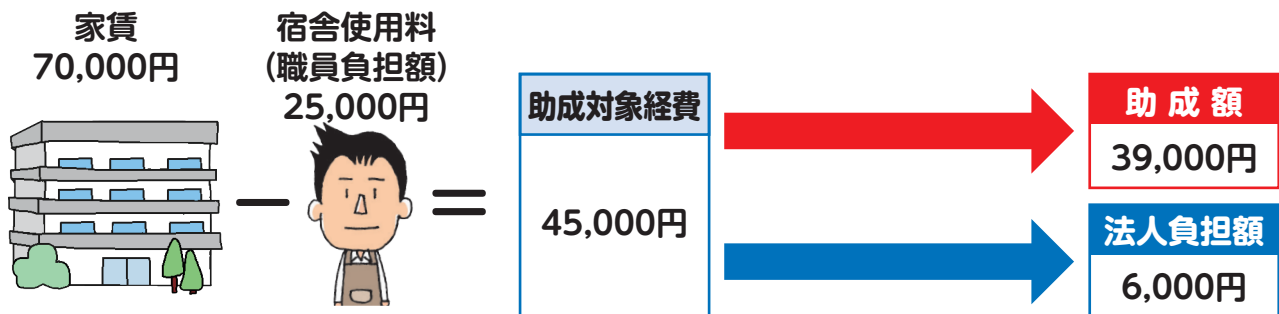
(ア) (イ) 助成額の計算方法(助成率7/8)

〔例1〕家賃70,000円の全額を対象法人が負担している場合



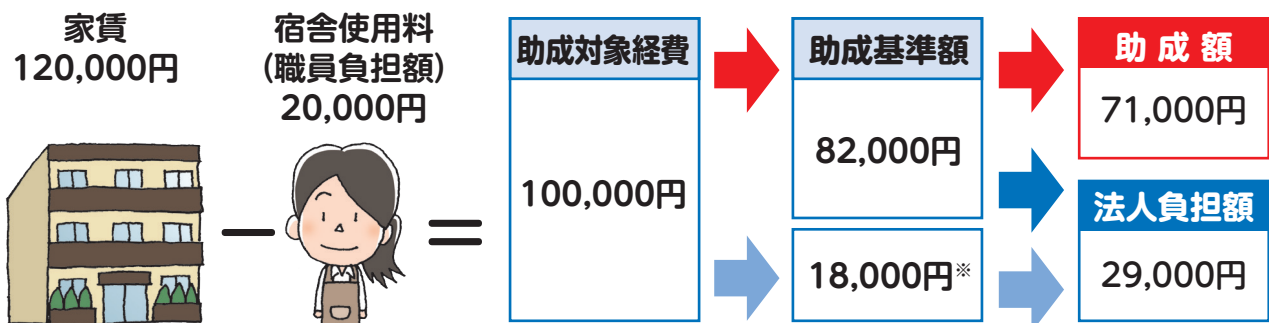
◆ 助成対象経費70,000円に7/8を乗じた61,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は9,000円(70,000円-61,000円)となります。

〔例2〕家賃70,000円のうち入居者から宿舍使用料を徴収している場合



◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、家賃70,000円のうち職員負担額が25,000円であるため、助成対象経費は45,000円となります。助成対象経費45,000円に7/8を乗じた39,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は6,000円(45,000円-39,000円)となります。

〔例3〕助成対象経費が助成基準額82,000円を超過している場合

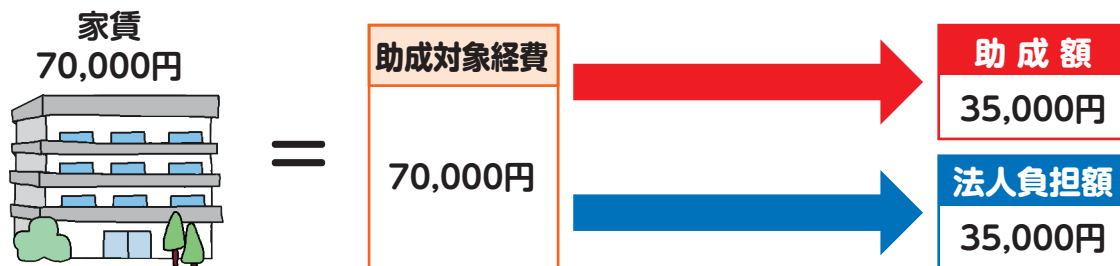


※助成基準額82,000円を超過した経費は法人負担額となります。
100,000円-82,000円=18,000円

◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が20,000円であるため、助成対象経費は100,000円となります。当該助成対象経費と助成基準額82,000円を比較し、少ない方の額82,000円に7/8を乗じた71,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は29,000円(100,000円-71,000円)となります。

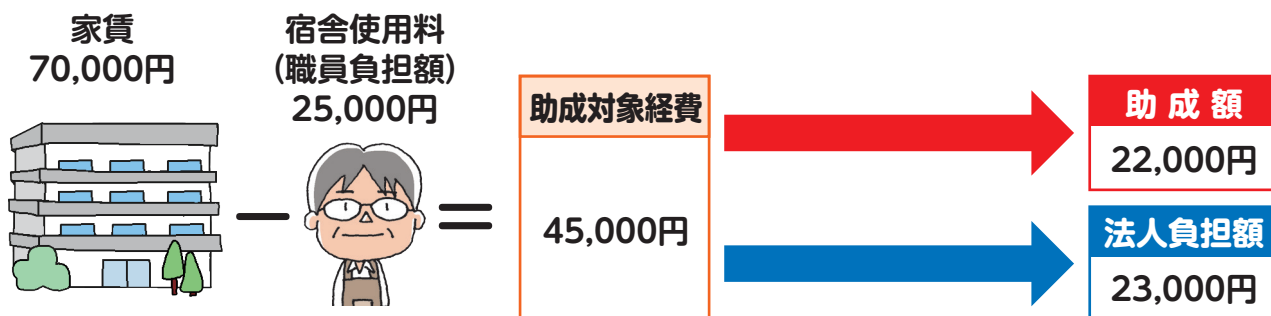
(ウ) 助成額の計算方法(助成率1/2)

〔例1〕家賃70,000円の全額を対象法人が負担している場合



- ◆ 助成対象経費70,000円に1/2を乗じた35,000円が助成額となり、法人負担額は35,000円(70,000円－35,000円)となります。

〔例2〕家賃70,000円のうち入居者から宿舍使用料を徴収している場合



- ◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、家賃70,000円のうち職員負担額が25,000円であるため、助成対象経費は45,000円となります。助成対象経費45,000円に1/2を乗じた22,000円(1,000円未満切り捨て)が助成額となり、法人負担額は23,000円(45,000円－22,000円)となります。

〔例3〕助成対象経費が助成基準額82,000円を超過している場合



※助成基準額82,000円を超過した経費は法人負担額となります。
100,000円－82,000円＝18,000円

- ◆ 家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が20,000円であるため、助成対象経費は100,000円となります。当該助成対象経費と助成基準額82,000円を比較し、少ない方の額82,000円に1/2を乗じた41,000円が助成額となり、法人負担額は59,000円(100,000円－41,000円)となります。

Q&A

Q. (ア)福祉避難所とはどのようなものですか？

A. 災害時に区市町村からの要請により高齢者等の要配慮者を受け入れることとする旨の協定を締結している事業所のことをいいます。
なお、福祉避難所協定の締結に係るご質問については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。

Q. (イ)災害時協定締結事業所とはどのようなものですか？

A. 災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での介護サービスの提供」の両方を行うこととする旨の協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、介護事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。
なお、災害時協定の締結に係るご質問については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。

Q. 令和5年9月1日に区市町村と災害時協定を締結する予定です。4月から8月分までを(ウ)災害要件なし事業所、9月分以降を(イ)災害時協定締結事業所とし、両方の申請区分により申請することはできますか？

A. 申請可能です。(イ)災害時協定締結事業所の様式中に、年度途中で申請区分を変更する場合の手続き書類がありますので、(イ)災害時協定締結事業所として事業計画書をご提出いただく必要があります。
なお、事業計画書提出後、災害時協定を締結できなかった場合には、交付申請時点より(ウ)災害要件なし事業所として申請していただくこととなります。

Q. 助成対象期間中に対象入居者の変更または宿舎の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？

A. 退職等の事由により入居者に変更となった場合や、転居又は契約更新ができない等の事由により宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は令和2年度以降に助成対象と認められた月を起点として4年(48月)までとなります。つまり、助成開始と同時に助成終了月が決まります。

Q&A

Q. 非常勤職員は対象となりますか？

A. 非常勤職員は常勤職員に準じた勤務形態※であれば対象となります。ただし、(ア)福祉避難所または(イ)災害時協定締結事業所で申請する場合は、当該職員が災害対策上の業務に従事する者である必要があります。

※ 当該非常勤職員の実労働時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上

Q. 現在該当の介護職員がいませんが、今年度中に採用して、借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？

A. 申請区分(ア)福祉避難所及び申請区分(イ)災害時協定締結事業所で申請する場合は、事業計画書の段階では未定として申請できます。ただし、交付申請時までに宿舎・入居者のいずれかを決めていただく必要があります。申請区分(ウ)災害要件なし事業所で申請する場合は、交付申請からの書類受付となりますので、交付申請時までに宿舎、入居者のいずれかを決めていただく必要があります。

なお、いずれの場合も、職員が未入居の期間は助成対象外となります。

Q. 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？

A. お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。

Q. 令和5年4月分の賃料は令和5年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度(令和5年度)の助成金の対象となりますか？

A. 対象となります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月(前年度)に支払った場合も、助成対象とします。ただし、経費支払書には今年度の経費であることが明記されていることが必要です。

Q. 令和5年度の助成金はいつ交付されますか？

A. 令和6年4月末から5月上旬を予定しています。助成対象経費を支払ったこと及び助成金の支給要件を満たしていたこと等を財団で審査の上助成金額を確定しますので、実績報告後の交付となります。

【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（介護）

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル16階

TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-8596

【ホームページ】

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

